

8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	1名	
	監事	2名	名	
	職員数	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成18年度)	当期収入 6,288,848千円	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。		
	当期支出 6,271,061千円 (うち事業費 840,641千円)			
	当期収支差額 17,787千円			
	当期正味財産増減額 231,949千円			

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した事項3点及び平成19年度において新たに認められた課題1点について点検評価を行った。

(1) 平成18年度の報告書において提言した事項

ア 事業の選択と助成の集中の推進

当法人が実施している「地域産業・プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)について、平成19年度実施事業から助成金額の上限(200万円)が廃止されることとなったことから、平成18年度の報告書では、「これを機会に、一層、事業の選択と助成の集

中を推進し、効果的な助成事業を実施すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度はプロジェクト支援事業の助成事業の件数を絞り込み、「雇用の確保」及び「起業化」に結び付くと期待される事業に対して重点的に助成を行うこととしたこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業について、外部委員会であるむつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援事業検討委員会の意見も踏まえ、相当数の支援を見送ったことが説明された。また、助成成果の検証については、産業振興のウエイトが高い事業を中心に実施することとしており、特に、平成18年度までの助成金額の上限である200万円を超える助成を行った事業については、事業実施期間中のフォローアップ(中間点検)の充実を図るなど、助成の効果を高めるよう取り組んでいることについても説明があった。

当委員会としては、当法人が、これまで継続して助成してきた案件の見直しを行い、事業の選択と助成の集中を推進している点について評価するものである。一方、平成19年度から助成金額の上限を撤廃したことにより、1件当たりの助成金額も高まっていることから、助成金が助成対象事業において適切に使用されたか、あるいは流用・留保されていることがないかなどの実績把握の重要性もより高まったと言える。今後は、各助成事業の実績把握及び成果の検証を十分にを行い、より効果的な助成事業の実施に努めていく必要がある。

また、一般助成事業以外の助成事業に関しても、その内容・実績を明確に把握してその成果を検証し、適正な運用を図る必要がある。

イ 他団体との協調・連携の必要性

助成を行うに当たって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと考えられたことから、平成18年度の報告書では、「関係組織・団体との連絡会議の設置も含めて、他団体との協調・連携を推進していくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、財団法人21あおもり産業総合支援センター及び県の地域県民局との連携を図り、新たな助成事業の掘り起こしに努めていることが説明された。

今後は、連携の幅を広げ、産学界とも情報交換を積極的に行うとともに、関係組織・団体との連絡会議の設置等についても引き続き検討する必要がある。

ウ 当法人のあり方の検討

当法人の組織体制は、常勤役員である理事長及び常勤職員3名(うち県派遣職員2名)のみであり、当法人がより効果的な助成事業の展開を追求していくためには、必要とされる業務や組織体制など、当法人のあり方についての検討が必要と考えたことから、平成18年度の報告書では、当法人のあり方について「所管課と関係団体を含め検討を進めること」を提言していた。

この点について、当法人からは、組織の活性化及び職員的能力開発を図るため、現在、プロパー職員について、財団法人21あおもり産業総合支援センターと人事交流を行っており、当法人のあり方については、引き続き検討を進めていくとの説明があった。

当委員会としては、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためには、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証を十分に実施することが必要と考えるが、当法人のみでそれらを十分に実施することは困難であると思われるので、当法人のあり方については、他団体との統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある。

(2) 平成19年度において新たに認められた課題

ア 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産（100億円）の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃（株）からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところである。しかし、平成18年度の決算において約2億3千万円の正味財産の減が認められたことから、その内容を確認したところ、国債の運用において、長期にわたって保有することが不利と判断した国債を簿価を下回る額で売却したこと等により、約3億円の正味財産の減が生じ、増要因を合わせても、当法人の会計全体では約2億3千万円の正味財産の減となったことが説明された。

また、国債買換の具体的な決定方法についても確認したところ、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、資金の運用管理の原則や運用対象について記載した内規「資金運用の基本方針」に従い、買換を行う額やタイミングを判断して決定していることが説明された。

国債の買換等の財産運用に関する事項は、当法人にとって非常に重要なものであることから、現在のように理事長と事務局長のみで買換を行う額やタイミングを判断して決定しているという体制は改める必要がある。

体制の整備に当たっては、理事長（資産管理責任者）及び理事会の運用責任と権限、運用計画・運用実績等の報告に係る運用手続等を内容とする運用管理規程を速やかに整備するとともに、運用委員会の設置、専門家への運用の委託などについても検討する必要がある。